

一関市POSシステム及び自動釣銭機導入業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図るとともに、市民の利便性向上と職員の事務効率化を図るPOSシステム及び自動釣銭機を導入するにあたり、公募型プロポーザルにより受注候補者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名：一関市POSシステム及び自動釣銭機導入業務（以下「本業務」という。）
- (2) 履行場所：岩手県一関市竹山町7-2
岩手県一関市花泉町涌津字一ノ町29
岩手県一関市大東町大原字川内41-2
岩手県一関市千厩町千厩字北方174
岩手県一関市東山町長坂字西本町105-1
岩手県一関市室根町折壁字八幡沖345
岩手県一関市川崎町薄衣字諏訪前137
岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏187
- (3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日から令和5年3月31日まで
- (5) 予算額：14,760千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。
- (6) 担当部署：〒021-8501岩手県一関市竹山町7-2 総務部総務課（情報化推進係）
電話：0191-21-8633（直通） FAX：0191-21-2164
メール：shiseijyoho@city.ichinoseki.iwate.jp

3 プロポーザル方式の種別

公募型

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は役員等が同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと、かつ一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第301号）に規定する措置要件に該当しないこと。

5 入札参加資格を有さない者の参加

一関市の入札参加者資格名簿に登録されていない者が参加する場合は、次のとおり追加書類を提出し、事前登録審査の結果、一関市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- (1) 提出期限：令和5年1月13日（金）17時必着
- (2) 提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧				
1	参加資格要件審査申請書(一関市指定様式)			
2	委任状(受任者を設ける場合)(一関市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)			
3	許可・登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等)			
4	営業所一覧表(一関市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)			
5	身分証明書等(写し可)			
	法人 「履歴事項証明書」(旧：商業登記簿謄本)			
	個人 「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」			
6	納税証明書・完納証明書(写し可)			
	<table border="1"> <tr> <td>一関市内業者の場合 ※右記①及び②の両方共の提出が必要です。</td> <td> ①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※提出日から3か月以内に発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3」又は「その3の3」 個人：納税証明書「その3」又は「その3の2」 </td> </tr> <tr> <td>一関市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。</td> <td> ②市税の完納証明書 ※令和4年9月1日以後に発行のもの ※一関市税務課にて発行 </td> </tr> </table>	一関市内業者の場合 ※右記①及び②の両方共の提出が必要です。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※提出日から3か月以内に発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3」又は「その3の3」 個人：納税証明書「その3」又は「その3の2」	一関市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。
一関市内業者の場合 ※右記①及び②の両方共の提出が必要です。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※提出日から3か月以内に発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3」又は「その3の3」 個人：納税証明書「その3」又は「その3の2」			
一関市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。	②市税の完納証明書 ※令和4年9月1日以後に発行のもの ※一関市税務課にて発行			
7	印鑑証明書(写し可) ※発行日が3か月以内のものに限る。’			
8	財務諸表(写し可)：貸借対照表及び [法人の場合] 株主資本等変動計算書等 [個人の場合] 収支内訳書、営業用純資本額			

※A4ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記入してください。

6 業務全体のスケジュール及び受注者決定までの事務手順

(1) 業務全体のスケジュール

項目	日程等
①実施の公表	令和4年12月27日(火)
②質疑の受付期間	令和4年12月27日(火)～令和5年1月6日(金)17時必着
③質疑回答日	令和5年1月11日(水)まで
④参加表明書等の提出期限	令和4年12月26日(月)～令和5年1月13日(金)17時必着
⑤参加審査結果通知	令和5年1月19日(木)
⑥企画提案書の提出期間	令和5年1月20日(金)～1月27日(金)17時必着
⑦辞退届の提出期限	令和5年1月27日(金)17時必着
⑧企画提案の審査	令和5年2月6日(月)
⑨結果の通知	令和5年2月上旬
⑩契約締結日	令和5年2月上旬

(2) 事務手順

① 実施の公表について

実施の公表は、令和4年12月27日(火)に一関市ホームページで行う。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、一関市ホームページからダウンロード可能

② 質疑応答等について

本プロポーザルに関する質問は、実施に関する事項に限る。評価及び審査に対する質問は受け付けない。

ア 【様式1】質問書を添付し、下記のアドレスへメール送信すること

Eメール：shiseijyoho@city.ichinoseki.iwate.jp

※ 到達確認のため、送信後に電話連絡すること

イ 受付期間：令和4年12月27日(火)～令和5年1月6日(金)17時必着

ウ 回答方法:令和5年1月11日(水)までに参加表明した事業者全てに【様式1】回答書をメール送信する。

③ 参加表明手続について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「参加申込書等」という。)を提出しなければならない。なお、提出期間中に参加申込書等を提出しない者又は本要領4に定める参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

ア 提出書類

提出書類	様式	添付書類等
①参加申込書	様式2-1	・会社の概要がわかる資料を添付
②誓約書	様式2-2	
③事業者概要調書	様式2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・社歴及び業務内容は、同様の内容が記載された他の資料の添付でも可 ・本業務を受注した場合の担当部署及び担当者を記載する ・発注者からの指示・質問・来訪依頼への対応体制、緊急時の対応について組織図等を用いて、分かりやすく記載する ・保守の体制について記載する

イ 提出期間：令和4年12月27日(火)～令和5年1月13日(金)17時必着

ウ 提出先：〒021-8501岩手県一関市竹山町7-2 総務部総務課（情報化推進係）
電話：0191-21-8633(直通) FAX:0191-21-2164

エ 提出部数：正1部、副5部、計6部をA4ファイル綴じとし、見出しをつけること

オ 提出方法：持参又は郵送

※ 持参の場合、受付時間は、土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3を除き、8時30分から17時までとする

※ 郵送の場合、必ず「簡易書留」により提出すること

④ 参加資格要件の審査について

本要領4に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和5年1月19日(木)に次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を送付する。

ア 参加資格を満たすと認めた者にあつては、参加資格要件を満たす旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格要件を満たさない旨及びその理由

⑤ 企画提案書の作成等について

参加資格要件を満たすと認められた者は次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出期間：令和5年1月20日(金)～1月27日(金)17時必着

イ 提出先：〒021-8501岩手県一関市竹山町7-2 総務部総務課（情報化推進係）

ウ 提出方法持参又は郵送

※ 持参の場合、受付時間は、土曜日、日曜日を除き、8時30分から17時15分までとする

※ 郵送の場合、必ず「簡易書留」により提出すること

エ 提出部数：正1部、副5部、計6部をA4ファイル綴じとし、見出しをつけること

オ 提出書類

提出書類	様式	留意事項
①企画提案書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書にはプロポーザル審査基準となる次の項目を記載すること ○機能性 ○利用者の操作性 ○職員の操作性
②事業者概要調書	様式2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・社歴及び業務内容は、同様の内容が記載された他の資料の添付でも可 ・本業務を受注した場合の担当部署及び担当者を記載する ・発注者からの指示・質問・来訪依頼への対応体制、緊急時の対応について組織図等を用いて、分かりやすく記載する ・保守の体制について記載する
③実施スケジュール	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月31日までに機器稼働を開始するスケジュール
④見積書及び見積内訳書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・初期導入に要する経費と本年度以降のランニングコストを区分して記載すること

⑥ 参加の辞退

企画提案者が参加を辞退したい場合、令和5年1月27日(金)17時必着までに辞退届(様式任意)を直接持参すること(必着)

⑦ 企画提案の審査及び評価

ア プロポーザル審査会の設置

企画提案書の審査及び受注候補者の特定を行うため、一関市POSシステム及び自動釣銭機導入業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

イ 企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する(2月6日(月)時間は別途通知)。

所要時間は30分程度(提案者からの説明20分、質疑応答10分。準備時間は除く)とするが、企画提案者の数により時間を変更する場合がある。出席者は企画提案者1者につき3人以内とし、契約を履行する際に「担当者」となる者が必ず出席し、説明すること。なお、当日は、資料の差替えや追加資料の提出は認めない。

ウ 評価の基準

別紙「一関市POSシステム及び自動釣銭機導入業務に係るプロポーザル審査基準表」のとおりとする。

⑧ 結果の通知

受注候補者の特定及び結果の通知・公表については、審査会における審査基準に基づいて行い、速やかに、全ての企画提案者に対して審査結果を次のとおり通知し、公表する。

ア 結果の通知：令和5年2月上旬に結果通知書を送付

イ 公表内容：受注候補者名及びその他必要な事項

ウ 公表方法：一関市ホームページに掲載

⑨ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

ア 審査会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合

ウ 企画提案書類等に虚偽の記載を行った場合

エ 参加資格要件を満たしていない事実が発覚した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

カ 提出期限を過ぎて、企画提案書が提出された場合

キ 本要領2の予算額を超える場合

ク 本要領4に示す参加資格要件を欠くことになった場合

⑩ 契約に関する基本事項

ア 契約の締結

一関市は、受注候補者と随意契約の方法により契約を締結する。なお、受注候補者との契約が成立しなかった場合、次点の企画提案者と交渉する場合がある。

イ 契約保証金

契約金額の10/100に相当する額以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、一関市財務規則第146条の適用を受けられる場合は、契約保証金の納付を免除することがある。

ウ 支払条件

検査が完了し履行の確認後、支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7 提案に係る費用の負担に関する事項

参加表明書及び企画提案における書類作成、提出及び審査会への出席等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、提出者の負担とする。

8 その他留意事項

- (1) 業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全てプロポーザル参加者が負うものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には公開の対象となる。
- (7) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を遵守しなければならない。
- (8) 参加表明書等、押印が必要なものについては、令和3・4年度一関市競争入札参加資格審査申請書の使用印鑑を使用すること。ただし、本要領5に基づき、追加書類を提出した場合は、プロポーザル参加資格要件審査申請書の使用印鑑を使用すること。
- (9) 提出した書類については、提出期限までは修正を認めるものとする。
ただし、その場合、提出した書類を一旦引上げ、改めて修正した書類を提出すること。